

# Kiko

天津

気候ネットワーク

〒604-8124 京都府京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル305 Tel: 075-254-1011 / Fax: 075-254-1012

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 半蔵門ウッドフィールド 2F Tel: 03-3263-9210 / Fax: 03-3263-9463

E-mail: kyoto@kiconet.org (京都) tokyo@kiconet.org (東京) URL: http://www.kiconet.org/

気候ネットワークは、地球温暖化対策に取り組む市民のためのネットワークです。

「Kiko」は、温暖化問題の国際交渉の状況を伝えるための会期内、会場からの通信です。

## バランスのとれた「カンクン合意」 その中身とは？

1週間しかない天津 AWG 会合は、今日がもう最終日だ。そして、次にやってくるのは、11月29日からのメキシコ・カンクン会議（COP16）の本番となる。

カンクン会議が、その翌年の南アフリカ会議で最終的な法的合意を作るための重要なステップであるとの位置付けは、おおよそ共有されるものとなった。NGOは、来年を待たずとも、各国がカンクン会議で合意を作り上げる努力をするべきだと考える。気候変動は待ってくれない。会議の中でも、小島嶼国グループのAOSISを代表するグレナダが、これ以上の遅れは受け入れられない、カンクンで重要な成果を得るべきだと主張している。しかし、全体にそういう雰囲気にはなっていない。憂えるべき状況だ。

仮に最終合意の場面でないとしても、カンクン会議で意味のある合意にこぎつけなければ、南アフリカ会議での成功を導くことも難しくなるだろう。その意味で、カンクン会議はやはり重要なのだ。

そして最終日の今日、バランスのとれた「カンクン合意」の姿はどこまで見えてくるか、注目される。

条約 AWG では、この1週間かけて、各草案グループで公式・非公式に文書のドラフティングが進められており、新しい文書も作られている（やはりこれも非公開で詳細を知ることはいかなる場合も無念）。

しかし、会場の関係者の多くは、週の半ばに条約 AWG 議長が配布した「カンクンの成果として考えられる要素」のその後の行方が気になっている。この扱いは、最終日まで引き続き議長が非公式に各国と協議している。

そして多くの関心は、要素に何が含まれ、それがどこまで詳しく書かれるのか。着目点は次の3つだ。

### (1) 緩和行動の扱いについて

一番意見対立が深いのは、先進国・途上国の緩和行動だ。先進国は途上国の削減行動のMRV確保に躍起であり、一方の途上国は先進国が示した目標（プレッジ）をもっと野心的なレベルまで引き上げ、京都議定書の第2約束期間に合意することを求める。また先進国の緩和行動には、（アメリカが入っていない）議定書 AWG と（アメリカを含む）条約 AWG のそれぞれで議論されていることの調整の問題もある。2つの AWG にまたがる先進国の緩和の扱いは、次期議長であるメキシコ政府が調整にあっている。緩和がどう位置づけられるのかは、重要な要素だ。

### (2) バランスの中身

また、バランスとは何かという点も大きな議論だ。バランスといっても色々ある。

まず、議定書 AWG と条約 AWG のバランスだ。LCA 議長が提示したのは、COPで決定する要素だが、もう一つの議定書 AWG で何も決議しないということにはならない。議定書 AWG で何を合意するのか？ 京都議定書第2約束期間の合意もその議論の中に含まれる。

次に、条約 AWG の中でバランスだ。先進国が盛り込みたい要素、途上国が盛り込みたい要素、更には途上国の中でもプライオリティや関心は異なっている。そこにどう折り合いをつけるのか。

さらに、進捗状況のバランスを気にする声もあるようだ。特に先進国は緩和の議論の遅れを相当気にしている。

### (3) 南アフリカ COP17 までのマンデートとプロセス

カンクンが最終合意の場でないとしたら、南アフリカまでをどうつなぐのか、そして南アフリカには、具体的にどのような合意をするのか、法的性格も含め、マンデートに合意することが求められる。

さあ、やるべき仕事は山積だ。合意を仕上げるための本格交渉に入ろう！！

### コペンハーゲンの悪夢の再来！？

カンクン会議でも、会議の参加者が増えつつあり、NGOの参加制限の可能性が出てきた。パスを持っていても、2つ目のセカンダリーバッチがないと入れないことになりそうだ。わざわざメキシコまで行くのだから、オブザーバーもきちんと参加できる方法を考えてほしいと願うばかりだ...

## 法律事項は膠着状態(eco 10/8 抄訳)

今、天津の会議場で法律家の一群が困惑している。法的事項を議論するコンタクトグループで、議定書 AWG 議長が提示した要素について、中国とブラジルが議論するのを拒絶したからだ。もっとも、先進国は京都議定書の削減目標の議論の進展を妨害してきたので、このような国の振る舞いも説明できるかもしれない。しかし、議長が仲介に駆けつけた甲斐もなく、法的事項を議論するはずの全てのコンタクトグループは、何を議論するかという手続論争に費やされた。

確かなことは、中国もブラジルも京都議定書を継続することに好意的なことである。eco は、評価とレビュー、遵守制度の改良、改正の効力発効条項など、重要な要素が含まれるオプション B の議論に、中国やブラジルが反対していることに驚いている。これらの議論は、第 2 約束期間に総量排出削減目標 (QERCs) を持つことになる締約国にとって、約束の理解を深めるために必要不可欠であり、議論しなければ、議定書の将来を危険にさらすことになる。

水曜日の非公式全体会で、多くの途上国は強く京都議定書の第 2 約束期間を支持した。そして、EU、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェーは、京都議定書の下での新しい目標を掲げる用意があると明言した。しかし、法的事項のグループで検討されていた議論の内容も含め、第 2 約束期間のあるべきルールについて明確な理解が得られなければ、それができないと言っている。

eco は、削減目標を合意するために、このような根本的な論点の合意必要性を強く支持する。同時に、危険な影響を避けるために必要な削減目標との大きなギャップを狭めるために、先進国が主張する抜け穴をふさぐよう警告する。そして、「他国の提案を聞き、交渉を続けなければならない」と呼びかけた議定書 AWG 議長のアドバイスを受け入れるよう、すべての締約国にお願いする。我々は約束期間の間に空白期間を作ることが望まないので、京都議定書を何かと引き換えにするための身代金のように扱ってはならない。

## 議定書 AWG はどこへゆく？

今回の会議でまだ傍聴ができる議定書 AWG。削減目標と法的事項に関するコンタクトグループがそれぞれ数回開催されたが、進展はあまりにも遅い。

そもそも、この議定書 AWG は、何について話すのかという点で、先進国の削減目標が示されている附属書 B の改正に関する部分だけ議論したい中国やブラジルと、LULUCF、メカニズム、対象ガスや、遵守制度などについても議論したいその他の国と意見が分かれているためだ。

特に、法的事項に関する議論は、10月8日の eco の記事(左)にあるように、膠着状態である。

そのため、削減数値に関するコンタクトグループも、内容について議論に入ることにはできない状態。なんとか今の議長テキストを削ろうと、議定書の附属書 B に関する 3 つのオプションを、国名の部分を削るなどといった形で、7 頁を 1 頁にするような作業が続けられている。

8 日の午後には、非公式全体会合が開催され、AWG 議長と各国のカンクンでバランスのとれたパッケージの決定についてコンサルテーションが行われた。

多くの途上国が京都議定書の第 2 約束期間を決定し、京都を維持することを強く支持。先進国は、数値目標について議論する用意があるといいつつも、LULUCF、京都メカニズム、対象ガスなどのルールが先に決まらないと、数値の議論はできないと主張した。

また、京都議定書の第 2 約束期間の合意とともに、条約 LCA の下でも法的拘束力のある合意を作るという 2 トラックアプローチを主張する途上国に対し、EU、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェーも、同じく議定書と条約のもとで 2 つの別の合意でもよいと発言した。

コペンハーゲン合意を支持したロシアと、主要排出国が含まれた 1 つの合意を明言した日本だけが際立つ結果となり、日本は、中国から「自分の国の都市の名前が付いている議定書を殺そうとしている国がある」という厳しい批判を受けた。

南アフリカへの最終合意やカンクンでの合意のイメージが共有されないまま、各コンタクトグループでは議論が継続されている。

今日の会議の結論は、カンクンへ継続となることには変わりないだろうが、今日をどのように終えるかはカンクンの成功に導くために重要だ。

解振華・中国国家発展改革委員会副主任と NGO が意見交換

初のホスト国となった中国。今回初めて、閣僚級の解振華副主任が約 20 人程度の国際 NGO と意見交換の機会を持った。解副主任は、一人に対応し、2 時間半余り、中国の取り組みや交渉姿勢を説明し、NGO 側も率直な意見を述べた。中国政府の交渉立場は硬く、議論を一層深めねばならない状況にある中で、中国政府が NGO との対話・協力の重要性を認識し、こうした機会を持ったことは、天津会議の一つの成果だ。

## 第 2 の議題・吸収源(eco 10/9 抄訳)

吸収源の抜け穴を大きくする問題について聞いたことがあるだろう。その中に、京都議定書の下で森林以外の土地からの排出に関する重要な議題がある。耕作地管理や牧草地管理の義務的なアカウンティング、湿地管理という新しい部門の導入という新しい考え方がきちんと検討されないまま弱められている。しかし、締約国は、吸収源に関する議論をまとめる方向に進みつつあると考えているようだ。バイオ燃料からの排出も無視されている。これらの正確なデータを確保できるかという問題があるが、これを第 2 約束期間の対策を遅らせる理由にははいけない。できることは、ホットスポットアプローチを使うこと、大量に排出している土地を洗い出す MRV の努力に集中すること、そして、包括的な算定方法を導入する SBSTA のプログラムを開始するといった現実的な方法である。

新ルールは、抜け穴を通じて森林管理からの莫大な排出を消すことができるだろう。しかし、もっと悪いのは、他の土地利用活動からの大幅な排出を見逃すことである。吸収源の議論を建設的にまとめるには、無駄にできる時間はない。

**Kiko**

**LCA12/KP14 通信 No.2**

2010年10月9日発行

平田仁子、大久保ゆり